

第3章 家庭，地域，関係機関との連携

学校においては，生命を大切に，他人を思いやる心とともに，社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められています。また，このためには，家庭や地域，関係機関との連携がより一層重要であると言われていています。

学校，家庭，地域，関係機関の連携については，これまでも，教育的意義からその重要性が指摘されてきましたが，実際は，組織的な連携ができていなかったり，学校が校内での出来事や取組を外部に対してオープンにすることに消極的であったことなどから形式的な連携にとどまる実態が見られました。

このことから，児童生徒に豊かな人間性や社会性など「生きる力」をはぐくむためには，あらためて，学校，家庭，地域，関係機関がそれぞれの果たすべき役割を自覚してそれぞれの教育力を生かすとともに，連携の在り方について見直し，抱え込みから，開かれた連携を進めていくことが必要です。

1 家庭との連携

(1) 基本的な考え方

学校と家庭との関係は，学校が家庭を支えるといった面と家庭が学校を支えるといった面の双方向の関係があります。

学校教育においては，ルールを守ることや社会の中で他人を尊重しながら自己実現を図っていくといった家庭において形成された力を，意図的，計画的に深化させていくことが必要です。

したがって，学校は，家庭の積極的な参加を呼びかけ，学校目標を達成するため，協力関係を築き，子どもの教育について合意形成を図る必要があります。その際，次の3点に留意する必要があります。

ア 学校においては，集団生活が営まれているという特質を生かして，社会生活のルールの習得や望ましい人間関係の形成など，社会規範，基本的な倫理観の育成に努める必要があります。

イ 家庭においては，日常生活のしつけや感性，情操の育成が求められており，家庭での教育がより充実したものとなるよう，学校が支援する必要があります。

ウ 保護者に対して学校の方針を説明したり，子どもの教育について，学校が家庭と情報交換や意見交換を緊密に行ったりして，学校の教育活動に理解と協力を求めることが大切です。

(2) 具体的な方法

ア 学校や通学路清掃などのボランティア活動，学校の花壇や通学路に花を植える，野外活動やスポーツ活動，地域の文化を学ぶ会，地域歴史探訪，読書会など，保護者と児童生徒とが共同で体験できる活動を推進する。

イ 学校のホームページ等を活用して，学校の教育情報（学校行事，子どもの活動案内，家庭学習へのアドバイス，子ども会・自治会行事の案内，災害時連絡，地域への学校紹介等）を提供する。（常に新しい情報に更新しておく。）

ウ 学校通信などの広報紙，保護者あての通信を工夫する。

エ アンケートを実施するなどして，保護者の考え，子育てに関する悩みや不安を把握し，懇談会や相談会を開くなどの支援を行う。

オ 体育祭，文化祭，演劇，音楽会，地域の行事などに積極的に参加するなど，日常的な学校，家庭，地域の連携を進める。

カ 核家族化や地域の子どもに対する教育力の低下などにより，子育てに不安や負担感を感じる親が増加しており，保護者に対する相談や情報提供など子育てに対する支援体制の充実が必要となっている。

このため，次のような取組をしていくことも必要である。

子育てネットワークづくり

- ・子どもをもつ親と地域の子育て経験者との交流の促進
- ・子育て支援グループの育成
- ・親子が共同参加する体験学習

家庭教育支援講座

- ・スクールカウンセラーなどによる「1日相談」の実施
- ・子育て研修会

2 地域との連携

(1) 基本的な考え方

学校と地域は，それぞれが互いに支え合うという関係にあります。したがって，子どもの育成という観点から再度，地域の教育的機能を見直し，その活用を図っていくことが大切です。

子どもたちをすこやかに育てていく環境を整えるためには，地域の構成員である大人が，地域ネットワークづくりを進めることが必要です。

そして，地域で何ができるのか，学校と地域が協力してできることは何かな

ど、学校、家庭及び地域がそれぞれ果たすべき役割やその相互の関係を明確にして、学校が地域に積極的に働きかけて話し合いの場をもつなど、子どもの教育のための地域ネットワークにしていくことが大切です。

地域と学校の垣根が低くなるにつれて、児童生徒の社会参加（行事，ボランティア）や大人と子どもがいっしょになってのスポーツ，野外体験活動が活発になっていきます。

学校や家庭にない地域の教育機能としては，次の3点が考えられます。

ア 子ども体験を広げることができること

生活体験や自然体験などをとおして，子ども一人一人が活躍でき，認められることを経験できる場を提供できます。

イ 多様な人間関係を体験できること

地域集団の活動に積極的に参加することや地域の中で様々な遊びを体験することをとおして，集団生活のルールや，望ましい人間関係を学ぶことができます。

ウ 子ども自立を促す場であること

地域は子どもの知識や経験を実際に生かす場として最適であり，地域における様々な活動に参加することをとおして，子どもが主体的に問題解決に立ち向かう自立性を養うことができます。

これらの地域のもつ教育機能を十分に理解するとともに，教育活動のどの領域と地域の教育機能のどの部分とを関連させるかについて十分に検討し，計画的に推進していくことが大切です。

(2) 具体的な方法

ア 学校が地域を支える活動を推進する。

- ・教職員，児童生徒の知識や技術の活用など
- ・運動場や特別教室などの施設開放，地域防災の拠点など
- ・学習方法の紹介，子育て相談など

イ 地域の教育力を活用する。

- ・社会人講師の活用，交通安全，挨拶運動，清掃など
- ・地域素材の活用，体験学習，施設，場所など
- ・青少年育成のための文化活動，スポーツ活動など
- ・地域の文化施設の紹介，悩み相談など

ウ 教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動に自然・社会環境を活用する。

・教科

自分の生活の中で地域とかかわる課題を設定したり探求したりする。

生産，消費，交通，健康，環境，教養，政治，経済，地場，産業，娯楽，生物，天候，郷土文化，郷土出身作家・芸術家など

・道徳，総合的な学習の時間

自然体験や地域社会における伝統行事，職場体験活動，ボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動を積極的に取り入れる。

・特別活動

学級（ホームルーム）活動，児童（生徒）会活動，クラブ活動（小学校のみ），学校行事に郷土伝統芸能，自然環境を活用する。

エ 地域懇談会や地域の会合などでの話し合いを進め，地域との情報交換や意見交換を行う。

オ 掲示板（公民館，駅，図書館，商店，郵便局，病院の待合室など）や各学校のホームページ，学校通信などを活用して学校の情報を提供する。

カ 地域ネットワーク（学校を育てる会，おやじの会，地域づくりと子どもの育成を目指す会など）づくりを次の点に留意して推進する。

学校，社会教育機関，行政機関，青少年健全育成関係機関だけでなく，広く地域に開かれたもので，誰でも参加できるようにする。

自由な問題提起ができ，柔軟に対応できるものとする。

ボランティア精神による自発的参加とする。

互いの役割や価値観及び相違点を認め合い活動できるものとする。

子どもの教育という観点で，厳しい自己評価，相互評価を行う。

（例）「学校を支える会」（高校の例）

学校と地域が一体となって子どもを育てていかなければ地域の発展はありません。そのため，学校と地域のもつ教育力を相互に活用し，補完しながら，地域とともに発展する学校づくりを進める必要があります。地域とともに育つ「学校を支える会」をつくるよう取り組むことが必要です。

目的

地域の発展は，若者が地域に定着することから始まります。このため，学校，地域が一体となって子どもを育て，地域の発展を目指します。

構成員

高等学校 校長，教頭，事務長，教職員
高等学校 P T A 会長，副会長，役員
高等学校同窓会 会長，副会長
小学校 校長，教頭，教職員
中学校 校長，教頭，教職員
町 町長
町教育委員会 教育長
町内会 会長

活動

- ・情報交換，協議
- ・学校の活動の支援
- ・地域行事への支援
- ・関係機関との連携

3 関係機関との連携

児童生徒の問題行動に関して，校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努めなければなりません。心身の安全が脅かされる犯罪行為や暴走族，チーマーなど外部の者とのつながりがある場合などは，学校だけで問題の解決を図ろうとするのではなく，警察等の関係機関と協同して取り組んでいく開かれた連携を進めることが重要です。

学校が関係機関と連携する場合は，次の点に留意して行うことが大切です。

学校が取組の方針，連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして，主体的に連携を進める。

校内での指導体制を確立し，全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進める。

連携する関係機関の役割及び専門性を認識し，相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たる。

(1) 警察との連携

ア 連携の必要性

学校は，児童生徒一人一人が人間としての在り方や生き方を考え，将来，社会において自己実現を図るために必要な力を育成することを目的としています。一方，警察は，児童生徒の問題行動を未然に防止し，すこやかな成長をサポートする役割をもっています。したがって，学校と警察が，それぞれの機能を生かしながら，子どもが社会の中で自律することができる方法を追求し，積極的な連絡と協力を図っていくことが重要です。

学校が、警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな問題行動が起きたとき連携するのか」「いつ連携するのか」「だれが連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を図り、組織的に連携することが必要です。

児童生徒の問題行動への対応に当たっては、「心」のサインを見逃さず、問題行動の前兆を把握して取り組むことが大切です。そのためには学校と関係機関が情報の単なる交換（情報連携）だけでなく、相互に連携して取組を推進するなど、一体的な対応（行動連携）を行います。

連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、児童生徒にとってどのような方法が最も適切であるのかを判断し、学校が主体的に取り組むことが必要です。

警察と連携する場合は、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連絡を密にして、取組を進めることが大切です。

イ 方法

定期的な情報交換や協議を行うなど、日常的な連携を行い、信頼関係をつくっておきます。

「学校警察連絡協議会」を開き、意見交換をしたり、関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど、常に情報交換のできる機会を確保し、信頼関係をつくります。なお、「学校警察連絡協議会」については、形式的に行うのではなく、必要に応じて、関係する小・中・高等学校等が一緒になって行うなど、問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する必要があります。

警察署の職員を講師として、薬物乱用防止、交通安全、非行防止、暴走族加入防止などの「教室」を開催し、規範意識を持ち、社会の一員として自律した行動ができるように指導します。

第3部「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を参考にして、緊急の事案に対応するための学校独自のマニュアルをつくり、あらかじめシミュレーションをしておきます。実際に、学校周辺で暴走行為があった場合や校内で問題行動がおきた場合などは、マニュアルに従って組織的な対応を迅速に行っていきます。

警察との連携だけにとどまらず，地域の青少年育成団体，関係機関等と連携し，学校，家庭，地域が一体となって児童生徒の問題行動の未然防止のための協議の場をつくっていきます。

【学校警察連絡協議会】

昭和38年文部省初等中等教育局長通知「青少年非行防止に関する学校と警察の連絡の強化について」，警察庁保安局長通知「少年非行防止に関する学校と警察の連絡の強化について」が契機となって警察署や市町村等の区域ごとに設けられている。例えば，警察署管内や小・中学校区内及び各市町村内等で，それぞれの課題に応じて開催し，学校と警察が情報交換，事例研究，合同街頭補導をおこなっている。また，広域化する問題行動等に対応するため，広島市教育委員会及び教育事務所ごとの連絡協議会を開催する。

ウ 具体的事例

警察から学校に連携がある事例

警察は，問題行動を起こした児童生徒について，警察としてとるべき措置を講じながらも，この子どもをどうやって育てていくか，社会の中で自己実現するにはどうすればよいのかを考えて学校に連絡します。

例えば，警察から，児童生徒が校外で金銭強要を起して逮捕しているとの通報があったとき，迅速に生徒指導主事が警察に行き情報収集を行うとともに，プロジェクトチーム（当該生徒と人間関係がある教職員をメンバーに入れるなど柔軟に構成）による当該児童生徒，保護者に対する緊急的な指導を行うことが必要です。

そして，学校は「なぜこの児童生徒が問題行動を起こしたのか」「背景に何があるのか」を分析し，児童生徒を指導するに当たっての課題と具体的な方法を明確にして，警察と連携します。安易に，すべてを警察に任せたり，懲戒処分を行ったりすることは，根本的な解決にならないといった認識が必要です。

児童生徒が問題行動を繰り返したり，さらなる深刻な問題行動を引き起こしたりすることがないように，学校が警察からの連絡をもとに家庭や警察などの関係機関と協力し，早い段階において粘り強い指導を行うことが大切です。広島県警察は，平成13年1月1日から，次の内容や方法等により学校へ連絡しています。

広島県教育委員会教育長通知（平成12年12月25日）

1 連絡内容

警察が，問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し，学校

と連携して継続的な指導が必要であると認めるもので、次の3点に該当するものについて連絡を行う。なお、連絡内容については、当該児童生徒の学年、氏名、問題行動の概要とする。

- (1) 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動
- (2) 送致又は通告したく犯少年に係る問題行動
- (3) 不良行為少年に係る問題行動で、度重なる指導でも改善が見られない場合や、グループによるものなど、学校との連携による指導が適切と認められる場合

2 連絡方法等

連絡は次のとおりに行う。

- (1) 連絡方法は、口頭又は電話による。
- (2) 連絡時期は、当該児童生徒を検挙補導した都度、又は捜査が終了した時点とする。
- (3) 連絡は、当該校を管轄する警察署の生活安全課長（少年課設置警察署にあつては少年課長）又は学校連絡担当者が、当該校の校長、教頭又は生徒指導主事に行う。

3 連絡への対応における留意点

- (1) 警察との連携にあたっては、校長、教頭又は生徒指導主事が責任をもってあたり、警察からの連絡に対して確実に対応できる体制を確立すること。
- (2) 特に、事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や複雑な事件の場合においては、直接、警察署に行き正確な事実の把握に努めること。
- (3) 児童生徒及び保護者に対して、学校と警察の連携について十分に説明し、理解を求めること。
- (4) 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れることのないよう特に留意すること。
- (5) 児童生徒に対する懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。

参考資料

児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応について

1 基本的な考え方

学校は、児童生徒一人一人が人間としての在り方生き方を考え、将来、社会において自己実現を図ることのできる自立した人間を育成することを目的として教育を行っています。一方、警察は、児童生徒の問題行動を未然に防止し、すこやかな成長を支援する役割をもっています。

このことから、学校は、全教職員に対して警察の機能、組織、連絡担当者などを周知させ、学校と警察がそれぞれの機能を生かして、協同体制を確立していくことが必要です。そのためには、日ごろから学校と警察署の担当者同士が情報交換や協議を行うなど、信頼関係を築いていくことが重要です。また、学校は、どのような場合にどのような方法で連携し取り組んでいくのかという方針を、学校だよりや懇談会などにより、保護者に対して十分説明して理解を得ておくことが大切です。さらに、児童生徒に対しても、児童・生徒集会や犯罪防止教室などを通して説明し、理解させておくことが必要です。

特に、問題行動に関わった児童生徒については、学校の方針や指導方法を明確にして、再び同様の問題行動を繰り返したり、さらに深刻な問題行動を起こすことがないよう粘り強い指導を行うことが大切です。

2 連絡内容の取扱い

警察から学校への連絡は、学校と警察が連携して児童生徒の健全な育成を図っていくためのものであり、その内容の取扱いについては、個人のプライバシーに十分配慮し慎重に取り扱わなければなりません。

警察からの連絡を契機に、安易に指導から切り離すことは根本的な解決になりません。特に、退学など懲戒については、当該生徒がさらに深刻な問題行動を起こす可能性もあり、慎重を期すことが必要です。

したがって、児童生徒の問題行動について警察から連絡があった場合に、その問題行動の内容、動機、背景などを十分把握し、どうすれば当該児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるかなどの課題を明らかにして、学校が主体的に保護者や警察等と連携して取り組んでいくことが重要です。

3 連絡の内容

警察が、問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要であると認めるもので、次の3点に該当するものについて連絡を行います。なお、連絡内容については、当該児童生徒の学年、氏名、問題行動の概要とします。

(1) 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動

注) 犯罪少年とは、14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

注) 触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(2) 送致又は通告したく犯少年に係る問題行動

注) く犯少年とは、次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

- ・ 保護者の正当な監督に服しない性癖がある。
- ・ 正当な理由がなく家庭に寄り付かない。

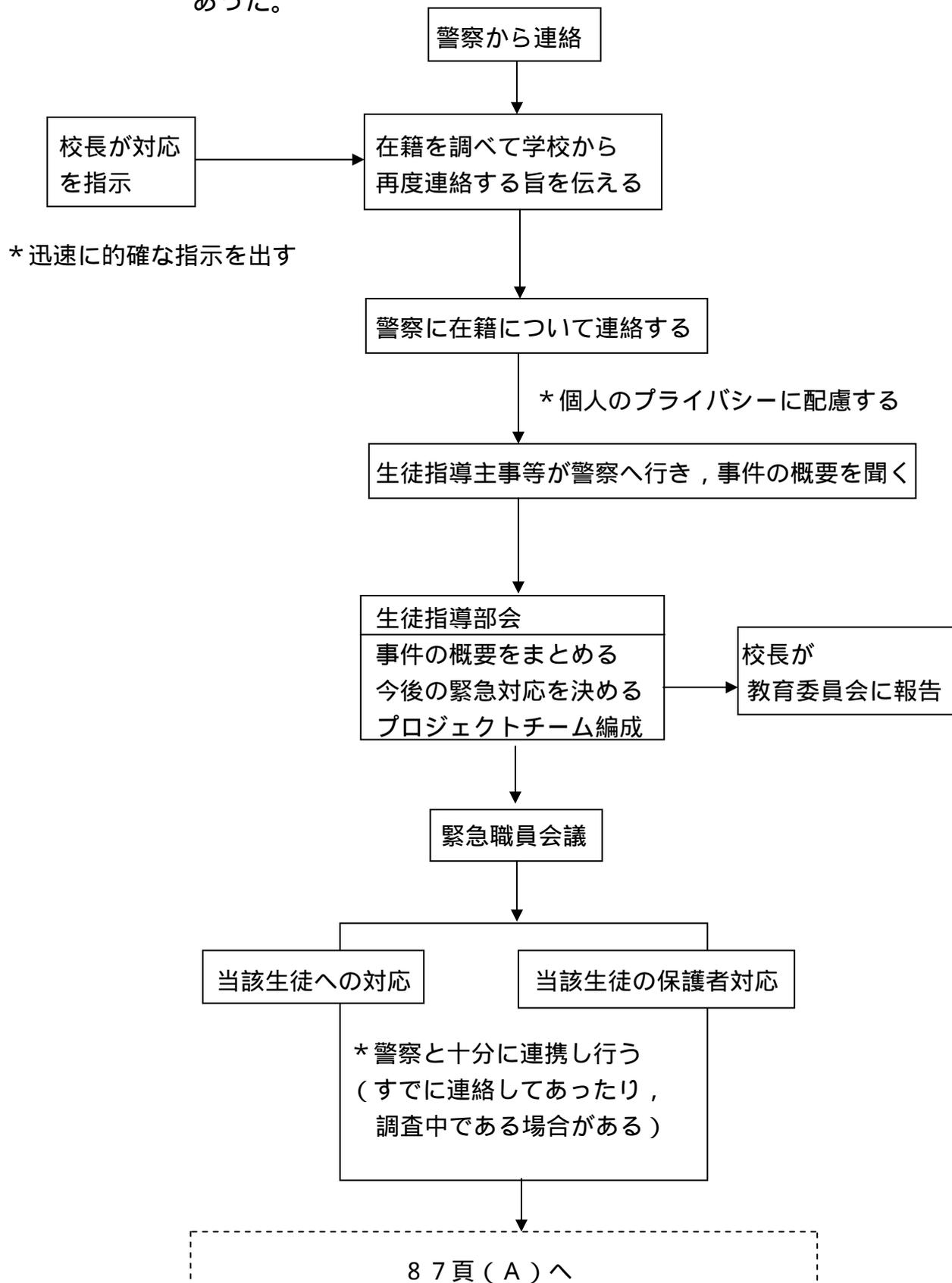
- ・ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し，又はいかがわしい場所に入出入りする。
 - ・ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖がある。
- (3) 不良行為少年に係る問題行動で，度重なる指導でも改善が見られない場合や，グループによるものなど，学校との連携による指導が適切と認められる場合
- 注) 不良行為少年とは，犯罪少年，触法少年，く犯少年には該当しないが，飲酒，喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

4 連絡の方法等

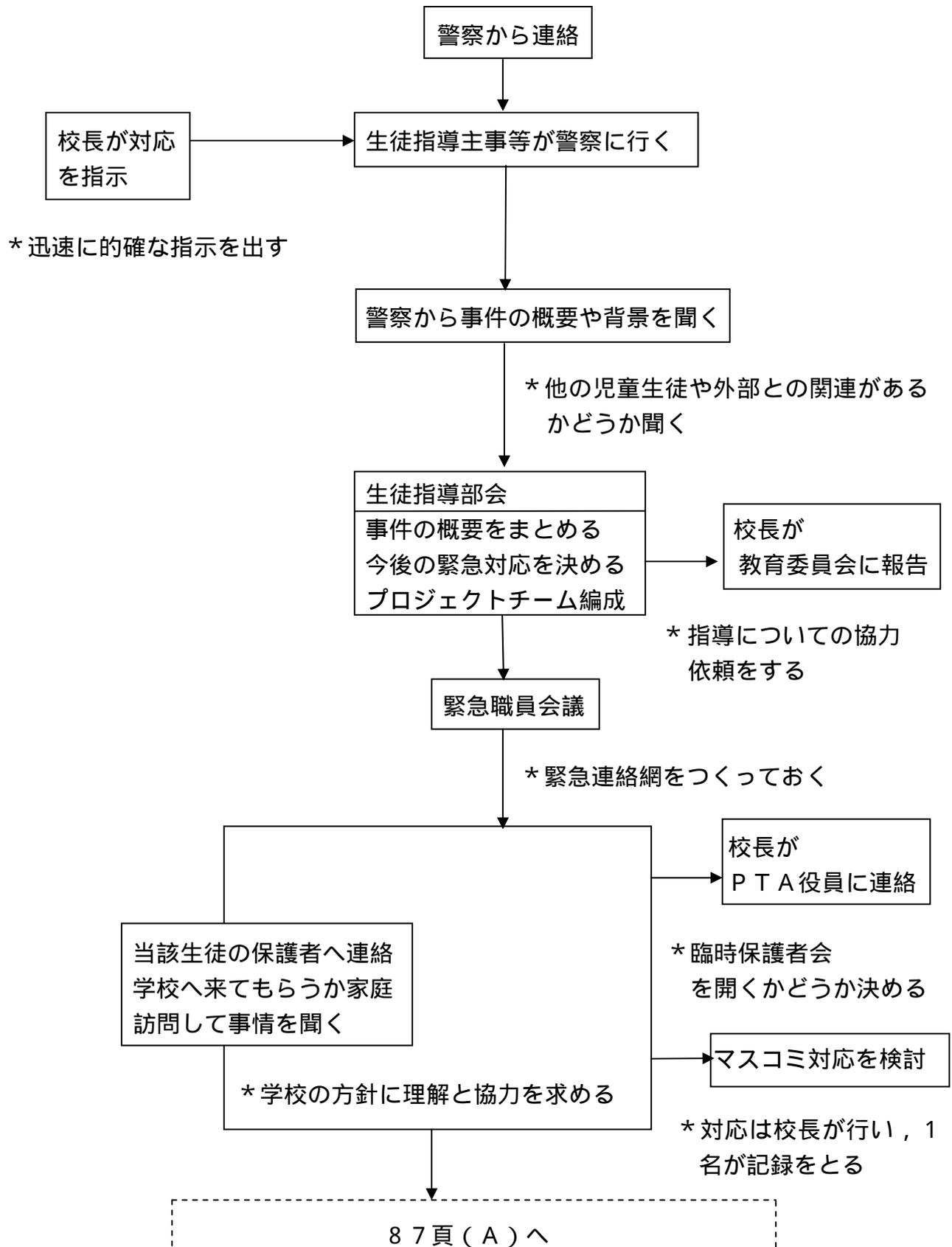
連絡方法は，当該校を管轄する警察署の生活安全課長（少年課設置警察署にあっては少年課長）又は学校連絡担当者が当該校の校長，教頭又は生徒指導主事へ，口頭又は電話により行い，連絡の時期は，当該児童生徒を検挙補導した都度，又は捜査が終了した時とします。また，特に，事件に多くの児童生徒が関わっていたり複雑な事件の場合には，電話連絡だけでなく，直接，警察署に行き正確な事実を把握することが大切です。

【警察から学校へ連絡がある場合（例）】

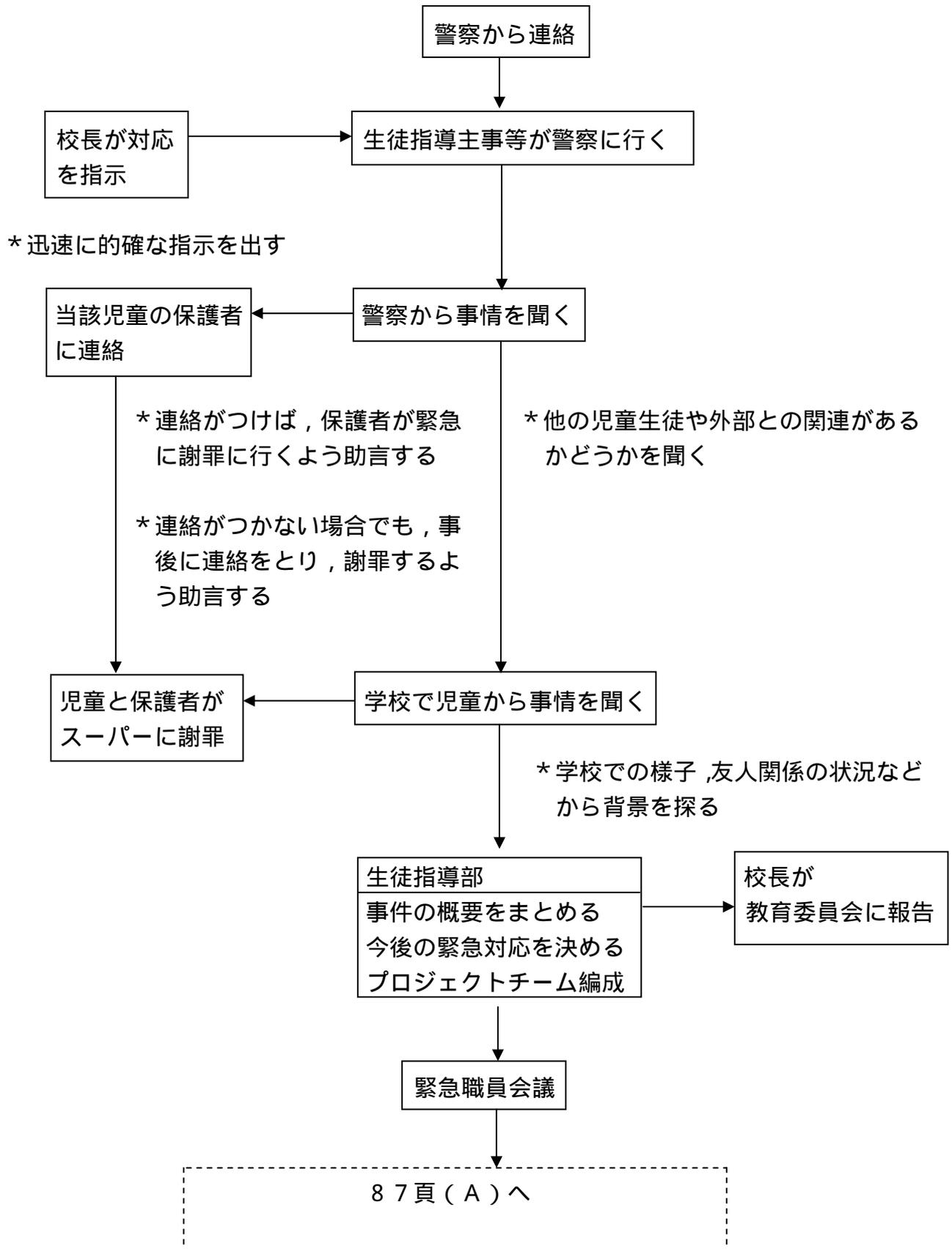
【事例1】 暴走行為をした生徒について，在学しているかどうかの照会があった。



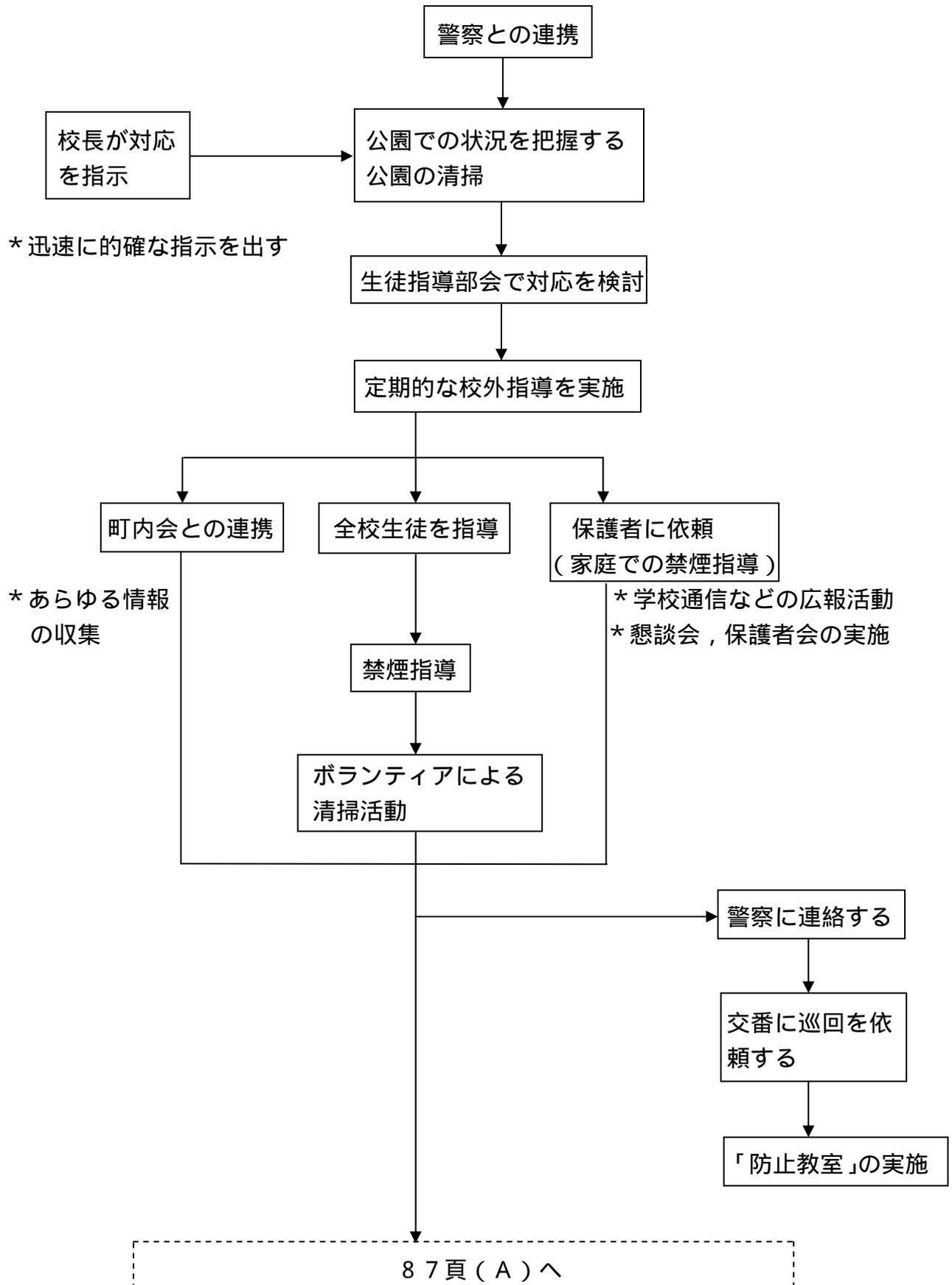
【事例2】 校外において金銭（品）強要を行った生徒を逮捕（補導）しているとの連絡があった。



【事例3】 スーパーで万引きした児童を補導しているとの連絡があった。



【事例4】 警察との連携の中で、公園でタバコを吸う生徒が多いので、指導を徹底してほしいとの話があった。



学校が緊急に警察へ連絡すべき事項

学校内で起こった問題行動を学校のみで解決しようとして抱え込み、どうしようもなくなってから警察へ連絡する場合が見られます。学校内で解決できると思われる問題であっても、根が深く、外部の者との関係があったりする場合もあります。警察は補導だけでなく、子どもの健全育成をサポートする機能ももっており、連携をする中で、さまざまな角度から問題を検討し、問題を解決していくことが重要です。

例えば、校内で一人の児童生徒が複数の児童生徒から暴力を受けて重傷を負った場合、緊急に教職員がその場に行き、事態を収拾させるとともに、救急処置を行い、救急車の出動を依頼します。そして、校長が警察に連絡するとともに、校内でプロジェクトチームをつくり、加害児童生徒への指導、被害児童生徒の保護者への対応、加害児童生徒の保護者への対応、全校指導、全保護者への対応を行います。

(事例5,6参考)

(警察に緊急に連絡すべき事例)

次の事項例のように、心身が脅かされる犯罪行為や通常の教育活動ができなくなるおそれがある場合は、警察と連携して被害届を出したり、保護者と連携し、被害届を出すよう働きかける必要があります。

【児童生徒に関すること】

- 1 入院・治療が必要であると認められる児童生徒間暴力
- 2 刃物などの凶器を示して脅すなど生命、身体が脅かされる行為
- 3 金銭(品)強要
- 4 集団で行う児童生徒間暴力
- 5 薬物乱用
- 6 薬物及び異物混入

【教職員に関すること】

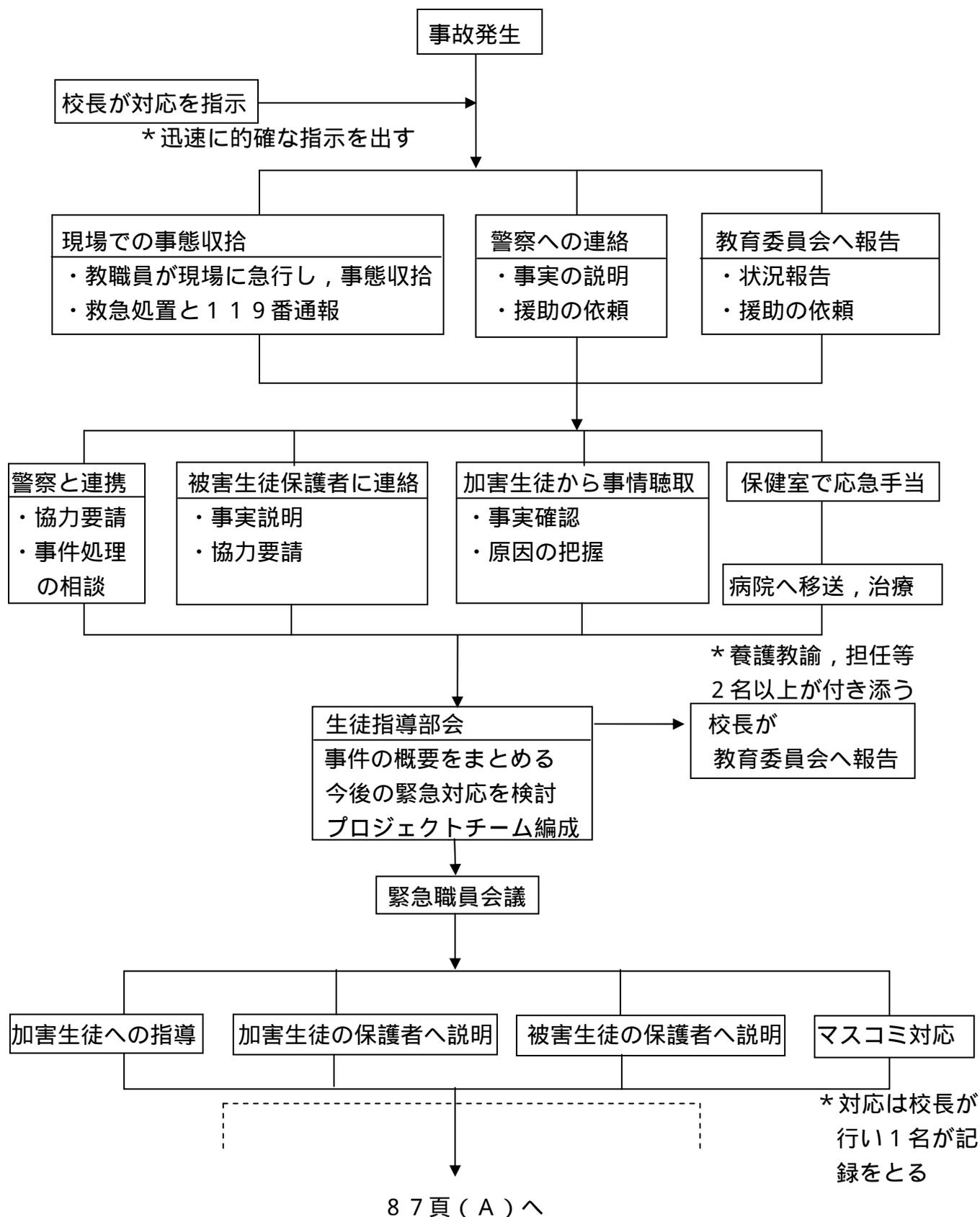
- 7 教職員に対する暴行や傷害などの暴力
- 8 教職員の車に石を投げたり、傷つけるといった行為

【学校の管理に関すること】

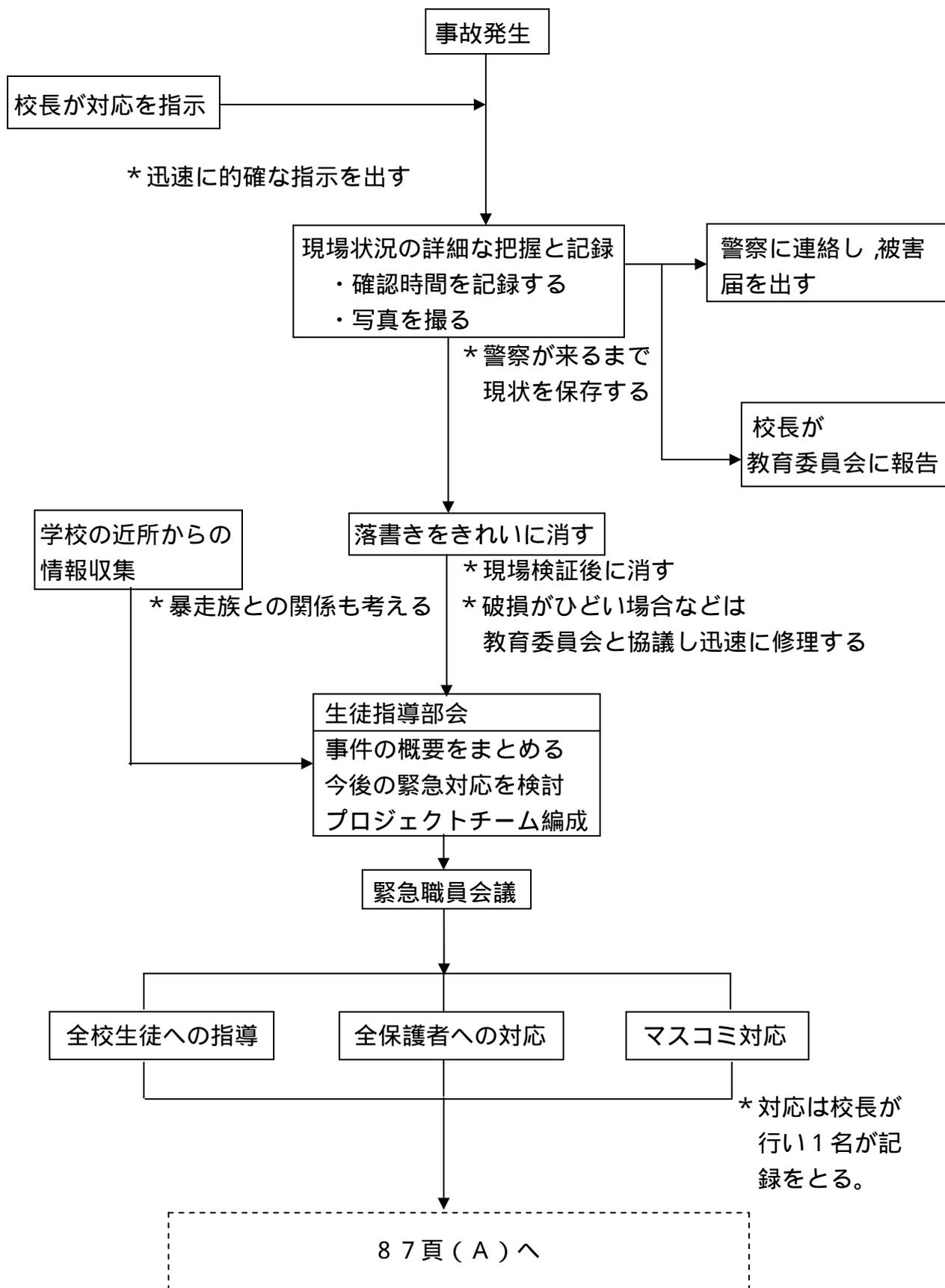
- 9 放火(カーテン,ゴミ,掲示物など)
- 10 学校の施設及び放送器具,教材・教具,電話,パソコンなどのき損行為,消火器噴射,消火ホースによる放水及び屋上などから石や机や椅子など物を投げる危険な行為などの学校の秩序を乱し,教育活動ができなくなるおそれのある行為
- 11 学校施設内への部外者の侵入やい集
- 12 学校内外における暴走行為

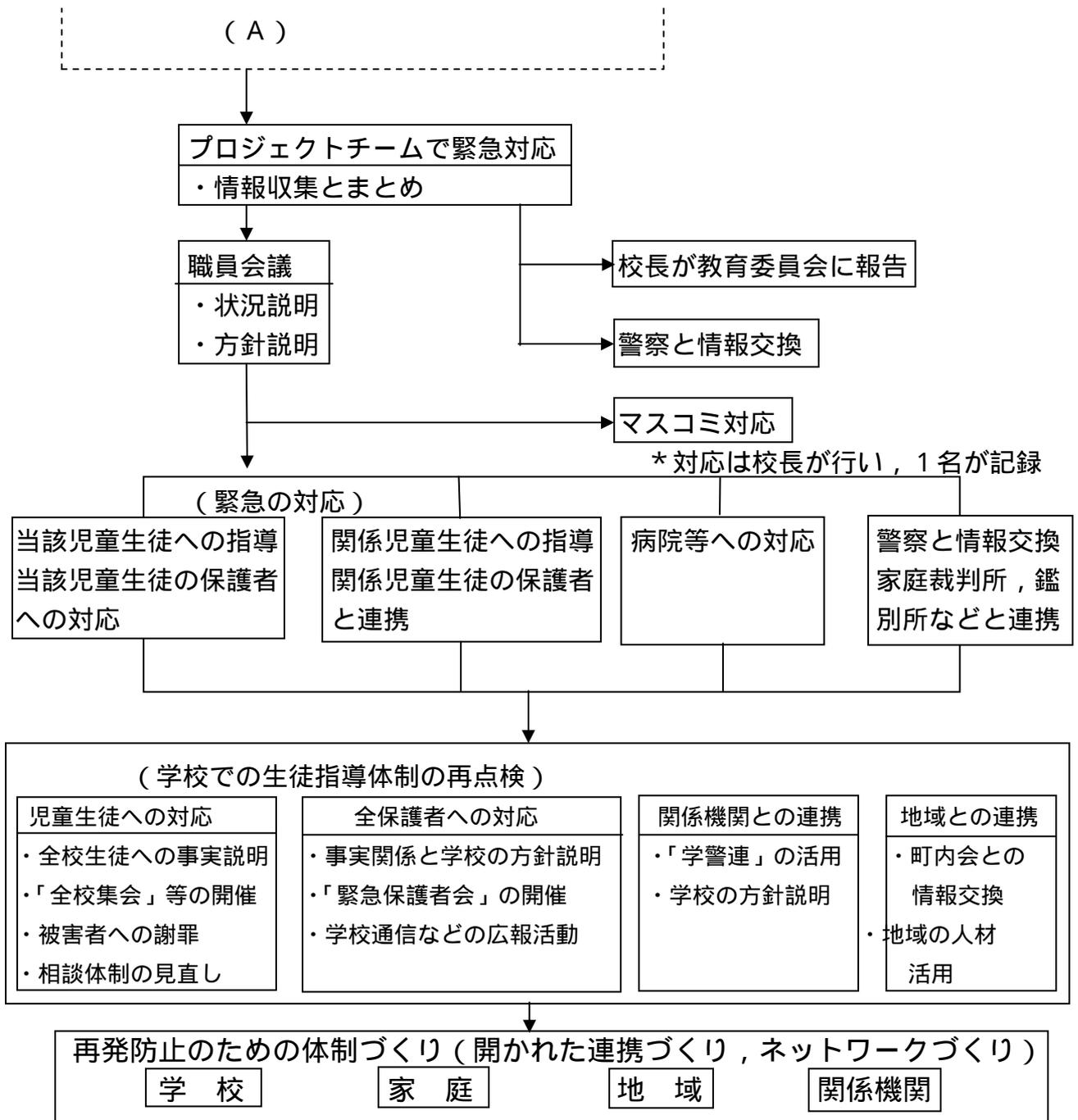
【学校から警察に連絡する場合（例）】

【事例5】 校内の生徒間暴力で、被害生徒が重傷を負い救急車で病院に運んだ。



【事例6】 朝，教職員が学校に来て，正門にスプレーで落書きされているのを発見した。





(注意事項)

事故の概要は，5W2H Y T T Iをおさえて簡潔に書く。(「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」参照)

状況，原因，背景は，事実に基づき，時系列に整理するとともに，人間関係がわかるよう図示する。また，緊急の課題，根本的な課題を具体的に書く。

「警察，病院，関係機関」の連絡先及び担当者の一覧を作っておく。

教職員用及び児童生徒・保護者の緊急連絡網をつくっておく。(プライバシーに配慮)

こども家庭センター(児童相談所)，少年鑑別所，少年院などへ行き，当該児童生徒と面接することが望ましい。

プロジェクトチームについては，「第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル」参照。

学校が一定の取組を行った後に警察へ連絡

学校が、保護者と連携して、一定の指導を行った後でも、児童生徒の行動や態度に改善が見られない場合には、学校、保護者、警察等が子どもの健やかな育成のため、それぞれの役割を果たし、一致協力して取り組むことが重要です。

問題行動を起した児童生徒が、友人や外部の者との人間関係などから、自分の生活を見つめ直し、自己の在り方を見つけていくことが難しい場合も見られます。また、悩みや不安などを抱き、安心して相談できない状況もあると考えられます。校内で抱え込みすぎて、事態の收拾ができなくなったり、新たに被害者が出るといったことは絶対に避けなければなりません。

警察に対して、児童生徒のプライバシーや人権に十分に配慮して、校内でまとめた情報を提供し、協同して取り組むことが大切です。

学校からの情報提供

学校内でまとめた情報や取組状況を整理し、警察への情報提供を行う。

警察からの情報収集

当該児童生徒の問題行動に関わる背景や、暴走族やチーマー、暴力団等、外部の者との繋がりなどについて警察から情報の提供を受ける。

警察だけでなく関係する機関などの協力を得て、児童生徒の健やかな育成のため、一致協力して取り組む。

- (2) 家庭裁判所，少年鑑別所，児童自立支援施設，少年院，こども家庭センター（児童相談所），青少年指導センター（Q & A）

[Q 1] 家庭裁判所での少年事件の扱いは、どうなっていますか。

[A]

【少年事件として扱う対象】

少年事件とは、20歳未満で罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等の事件をいいます。家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、次のようなものがあります。

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年（犯罪少年）

法令に触れる行為をしたが、14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年（触法少年）

20歳未満で保護者の指導に従わないなど、将来罪を犯すおそれのある少年（ぐ犯少年）

【少年事件の調査】

家庭裁判所では、少年事件を警察や児童相談所等から受理すると、裁判官が家庭裁判所調査官に調査を命じます。

調査は少年の性格、日頃の行動、生育の状況等について専門的知識を活用して行います。また、心身の状況を更に詳しく調べた方が良い場合には、科学的鑑別の方法で検査するために、少年鑑別所に収容することがあります。調査の方法は、少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聞いたり、心理テストなどをするほか、家庭裁判所調査官が少年の家に出向いて家庭などの状況を見てくることや、学校などに照会することもあります。家庭裁判所調査官は、学校など関係機関に照会した結果などをふまえて調査の結果を取りまとめ、報告書を作成し、裁判官に提出します。

【少年事件の審判の手続き】

審判は、少年と保護者が出席し、一般に裁判官と裁判所書記官が列席するほか、家庭裁判所調査官も出席します。教職員や保護司なども出席することがあります。また、少年事件のうち、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり、傷つけたりするといった事件や自動車運転過失致死傷などの事件（被害者の方を傷つけた場合については、傷害により被害者の方の生命に重大な危険を生じさせたときに限る。＊は除く）については、被害者や遺族等の方の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴を認められます。

審判は「懇切を旨として、和やかに」行うことになっており、少年や保護者及び関係者等の納得と信頼を得やすいような雰囲気と人間関係のもとで行われます。

また、裁判官が調査の結果を総合的に判断し、事案が軽微等の理由から、審判を開く必要がないと判断されるときには「審判不開始決定」がなされます。

＊ 12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除く。

[Q 2] 少年法改正の趣旨とその主な改正点について説明してください。

[A]

少年犯罪の凶悪化、低年齢化という社会情勢を受けて、少年及びその保護者に対し、その責任について一層の自覚を促して少年の健全な成長を

図ること、少年審判における事実認定手続の一層の適正化を図ること、被害者に対する配慮をさらに進めることなどを目的として、平成12年、平成19年、平成20年と少年法が改正されました。

少年法の主な改正点は次のとおりです。

(平成13年4月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------|---|--|
| 刑事罰対象年齢 | 16歳以上 | 14歳以上 |
| 家裁から検察官への送致(逆送) | 家裁が死刑、懲役又は禁固相当の事件で調査の結果刑事処分を相当と認めたとき | 16歳以上の少年が故意に被害者を死亡させた場合は原則逆送 |
| 刑の緩和 | 犯行時18歳未満は、死刑相当のときは無期刑に緩和し、7年後仮出所可能に無期刑相当は有期刑に緩和 | 死刑相当から無期刑に緩和されたとき7年後の仮出所規定は適用しない 無期刑相当は無期刑のままにもできる |
| 少年審判への検察官の関与 | 検察官は審判に出席しない | 死刑や無期懲役など重大事件では出席可能 |
| 検察官の抗告権 | 認めていない | 事実認定に不服がある場合、高裁への抗告受理申し立てが可能 |
| 審判の裁判官 | 1人の裁判官が審理 | 3人の裁判官による合議制を認める |
| 観護措置期間 | 原則2週間、1回更新、最長4週間まで延長可能 | 3回の期間更新、最長8週間まで延長可能 |
| 被害者保護規定 | なし | 家庭裁判所での少年審判の結果を被害者や遺族に通知することや被害者が、事件記録の閲覧やコピーを取ることを認める |

(平成19年11月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|-------------|-------|--|
| 少年院収容年齢の引下げ | 14歳以上 | おおむね12歳以上 (刑事責任をとらせるためではなく、少年の立ち直りを目的とする) |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 保護観察遵守事項を遵守しない者に対する措置 | なし | 遵守事項を守らず，保護観察を続けていても本人の改善・更正が見込めない場合には，家庭裁判所が審判を行い少年院等に送致することができる |
| 国選付添人 | 家庭裁判所の審判に検察官が立ち会う場合のみ，公費で弁護士である付添人を付する旨規定 少年が釈放された後は選任の効力が失われる | 一定の重大事件について，少年鑑別所に収容する観護措置がとられている場合に，家庭裁判所が公費で弁護士である付添人を付することができる 少年が釈放された後も選任の効力は失われない |

(平成20年7月 施行)

| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|------------------------|---|--|
| 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大 | 被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合におけるその配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹 | 被害者の心身に重大な故障がある場合における配偶者，直系の親族若しくは兄弟姉妹が追加された |

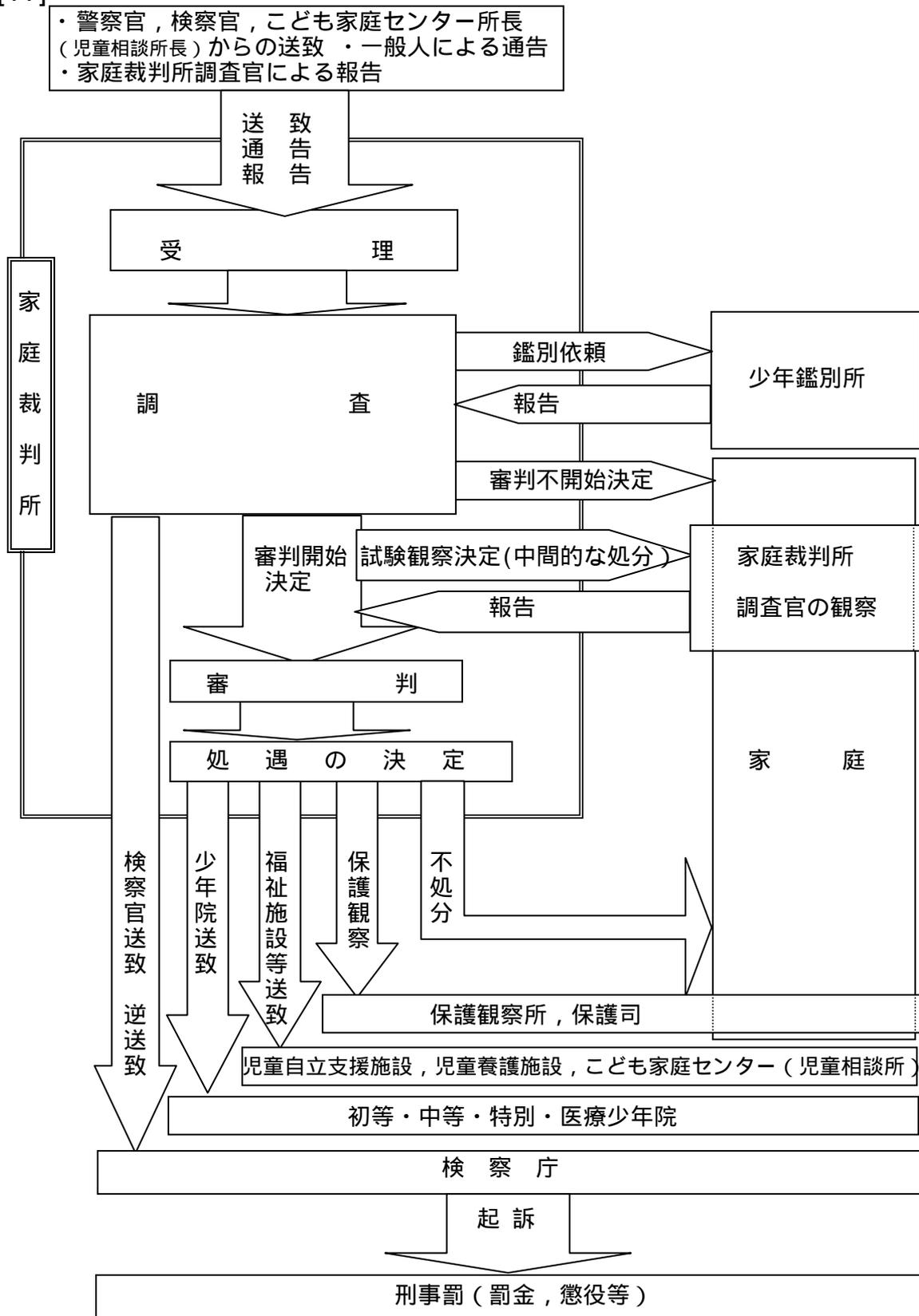
(平成20年12月 施行)

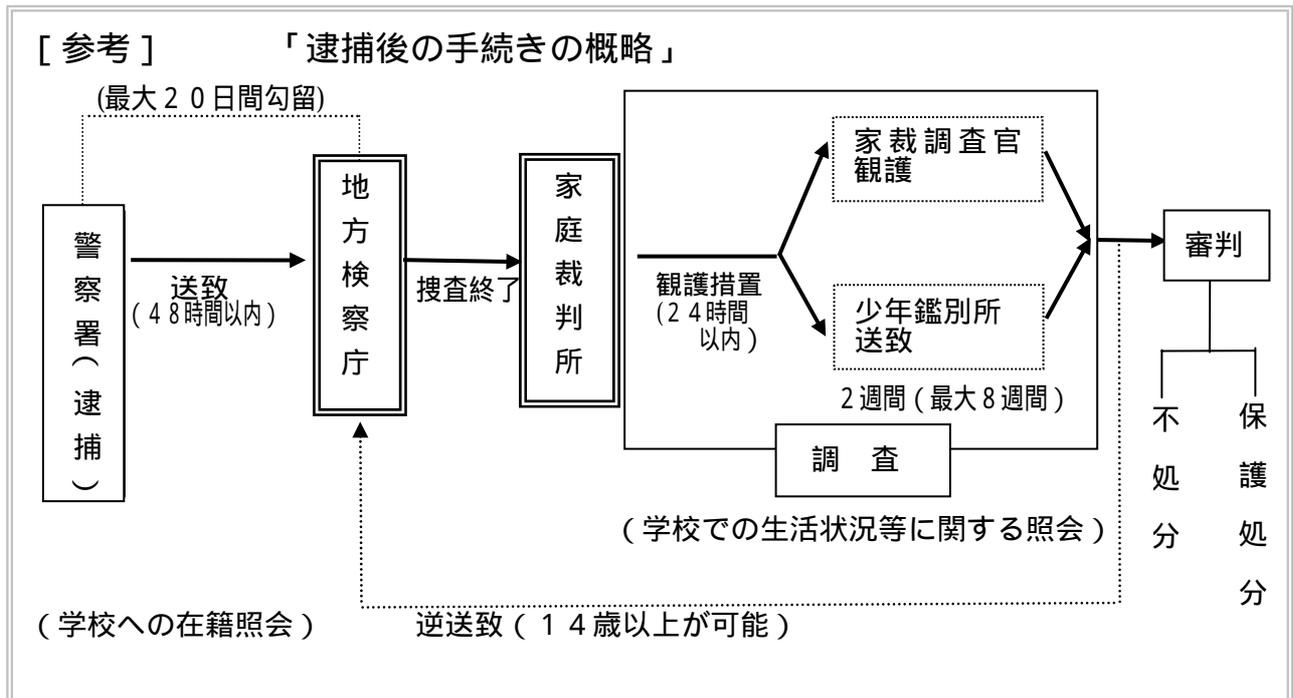
| 主な相違点 | 改正前 | 改正後 |
|----------------------|------|--|
| 被害者等による少年審判の傍聴制度 | 規定なし | 殺人事件等一定の重大事件の被害者等から申出が有る場合に，少年の年齢等を考慮して相当と認めるときは，少年審判の傍聴を認める |
| 家庭裁判所による被害者等に対する説明制度 | 規定なし | 家庭裁判所において，被害者等から申出がある場合に，少年の健全育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは，被 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | | 害者等に対し審判の状況を説明する |
| 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大 | 保護事件の記録のうち、犯行の動機、態様及び結果その他当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む非行事実に係る部分 | 非行事実にかかる部分以外の一定の記録(少年の供述調書や審判調書等)についても、その対象とされた |

[Q 3] 家庭裁判所における少年保護の流れは，どうなっていますか。

[A]





[Q 4] 少年鑑別所は，どのような機関ですか。

[A]

少年鑑別所は，主として家庭裁判所での観護措置の決定によって送致された少年を，最高8週間收容し，少年たちが非行に走るようになった原因や，今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを，医学，心理学，教育学などの専門的知識や技術に基づいて少年の資質の鑑別を行う施設です。

少年鑑別所で行われる鑑別には，その受付の手続上から

- (1) 家庭裁判所関係のもの
- (2) 保護観察所，少年院などの法務省関係からの依頼によるもの
- (3) 学校その他の団体，職場，家庭などからの依頼によるもの

の3種類があります。

鑑別の方法は，医学的な診断や性格検査等を行うと同時に，所内のさまざまな活動を細かく記録して，これを鑑別の資料として活用しています。このようにして集められた各種の資料を総合して，最も有効適切と考えられる保護，矯正，更生などの指針が決められます。その結果は，鑑別結果通知書として依頼先に送付され，審判や少年院，保護観察所などでの指導・援助に活用されています。

(法令)

ア 少年法 (平成20年6月18日改正)

第8条 家庭裁判所は、6条第1項の通告又は前条第1項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

2 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、少年、保護者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができる。

第9条 前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。

第17条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、次に掲げる観護の措置をとることができる。

家庭裁判所調査官の観護に付すること。

少年鑑別所に送致すること。

2 同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから24時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

3 第1項第2号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、2週間を越えることはできない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、これを更新することができる。

8 観護の措置は、決定をもって、これを取り消し、又は変更することができる。

第19条 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でない認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

第22条 審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

2 審判は、これを公開しない。

イ 少年鑑別所処遇規則 (平成20年5月30日改正)

第2条 少年鑑別所においては、少年を明るく静かな環境に置いて少年

が安んじて審判を受けられるようにし，そのありのままの姿をとらえて資質の鑑別を行うように心がけなければならない。

第3条 職員は，少年に対して，暖かい愛情と冷静な科学的態度で，接しなければならない。

第17条 鑑別は，少年の素質，経歴，環境及び人格並びにそれらの相互の関係を明らかにし，少年の矯正に関して最良の方針を立てる目的をもって，行わなければならない。

[Q5] 児童自立支援施設とは，どんな施設ですか。

[A]

児童自立支援施設は，平成10年4月1日の児童福祉法の改正により，以前の教護院から名称が変更されました。その内容は，従来の対象児童（不良行為をなし，又はなすおそれのある児童）に加えて，「家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童」が対象に加えられ，保護者のもとからの通所が認められたりしました。

児童自立支援施設の運営は，教護院のときの実績等を生かしながら，種々の原因で社会に対して適応ができない状況にある児童に対し，次のような生活指導，学習指導及び職業指導を一体的に行い，児童の自立を支援することを目的としています。

生活指導

単なる言葉による訓戒や説得による指導ではなく，集団の力や個別の綿密な指導を行い，適切な人間関係や生活態度，習慣を身につけさせるようにしています。

学科指導

学習指導要領を準用して行われています。また，教護院の時には，施設長による修了書の発行が認められていましたが，児童福祉法の改正により，施設長は，学校教育法に規定する保護者に準じて，入所中の児童の就学の義務を負うことになっています。

職業指導

義務教育を終了した者に対しては，入所中の児童の興味や関心，適性等に応じて，集団的及び個別的に職業指導を行うようになっています。

(法令)

ア 児童福祉法 (平成20年12月3日改正)

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第48条 児童養護施設……及び児童自立支援施設の長、……並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

イ 児童福祉施設最低基準

第44条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

第45条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

第84条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

[Q6] 少年院は、どのような機関ですか。

[A]

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務所所管の施設です。少年院の種別には、年令や心身の状況、犯罪行為の程度等により、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類があります。

少年院で行う教育には，生活指導，職業補導，教科教育，保健・体育及び特別活動の5領域があり，対象少年に応じた特色ある様々な教育活動が行われています。

| | |
|-------|--------------------------|
| 生活指導 | 健全なもの見方，考え方及び行動の仕方の育成 |
| 職業補導 | 勤労意欲の喚起，職業生活に必要な知識・技能の習得 |
| 教科教育 | 学習意欲の喚起，基礎学力の向上 |
| 保健・体育 | 健康管理及び体力の向上 |
| 特別活動 | 自主的活動，レクリエーション，行事等の実施 |

少年院には，非行の進み具合に応じて，一般短期処遇，特修短期処遇及び長期処遇の区分があります。さらに一般短期処遇と長期処遇には，少年の問題性，教育の必要性等に応じた処遇課程が設けられています。

処遇方針としては，個々の少年について，問題行動の原因や今後伸ばすべき長所等を明確にして，少年自身が自主的に自己の改善向上に努めることができるようにし，最も効果的な方法を重点とした処遇を行います。

| | 一般短期処遇 | 特修短期処遇 | 長期処遇 |
|------|----------------|-------------------------|--------------|
| 対象者 | 早期改善の可能性が大きい少年 | 早期改善の可能性が大きく，開放処遇に適する少年 | 短期処遇になじまない少年 |
| 収容期間 | 6ヶ月以内 | 4ヶ月以内 | 2年以内 |

特修短期処遇は，少年院を離れ，保護者や適当な監督者のもとから学校や事業所，学識経験者などの社会資源を活用して，院内で学んだことを応用して実践し，円滑な社会復帰を図るための院外委嘱教育（少年院法第13条の3）を積極的に行う。

（法令）

少年院法 （平成19年6月15日改正）

第2条 少年院は，初等少年院，中等少年院，特別少年院及び医療少年院とする。

2 初等少年院は，心身に著しい故障のない，おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。

3 中等少年院は，心身に著しい故障のない，おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。

4 特別少年院は，心身に著しい故障はないが，犯罪的傾向の進んだ，おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。ただし，16歳未満の者

であっても，少年院収容受刑者については，これを収容することができる。

5 医療少年院は，心身に著しい故障のある，おおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。

第4条 少年院の矯正教育は，在院者を社会生活に適應させるため，その自覚に訴え，紀律ある生活のもとに，左に掲げる教科並びに職業の補導，適当な訓練及び医療を授けるものとする。

初等少年院においては，小学校及び中学校で必要とする教科

中等少年院及び特別少年院においては，初等少年院で必要とする教科，更に必要があれば，高等学校，大学又は高等専門学校に準ずる教科

医療少年院においては，特別支援学校で必要とする教科

第13条

3 少年院の長は，その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の承認を経て学校，病院，事業所又は学識経験にある者に委嘱して，矯正教育の援助をさせることができる。

[Q7] こども家庭センター（児童相談所）は，どのような機関ですか。

[A]

こども家庭センター（児童相談所）は満18歳未満の児童を対象にして（児童福祉法第4条），児童の福祉に関するさまざまな問題について，本人，家庭，学校，地域の方々等からの相談に応じ，児童がもつ悩みや問題や児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え，個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行うことにより，児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された行政機関です。

こども家庭センター（児童相談所）では，相談を受け付けると，次のような業務を行っています。

相談員，児童心理司，児童福祉司，臨床検査技師，医師等の職員が，あらゆる角度から専門的な調査を行い，総合診断（判定）に基づき児童への適切な処遇を行います。

必要に応じて児童を一時保護し，行動観察や生活指導等を行います。

児童福祉施設等に入所させ，又は里親等に委託し，安定した生活の確保を図ります。

[Q 8] こども家庭センター(児童相談所)との連携は、どのようにしたらよいですか。

[A]

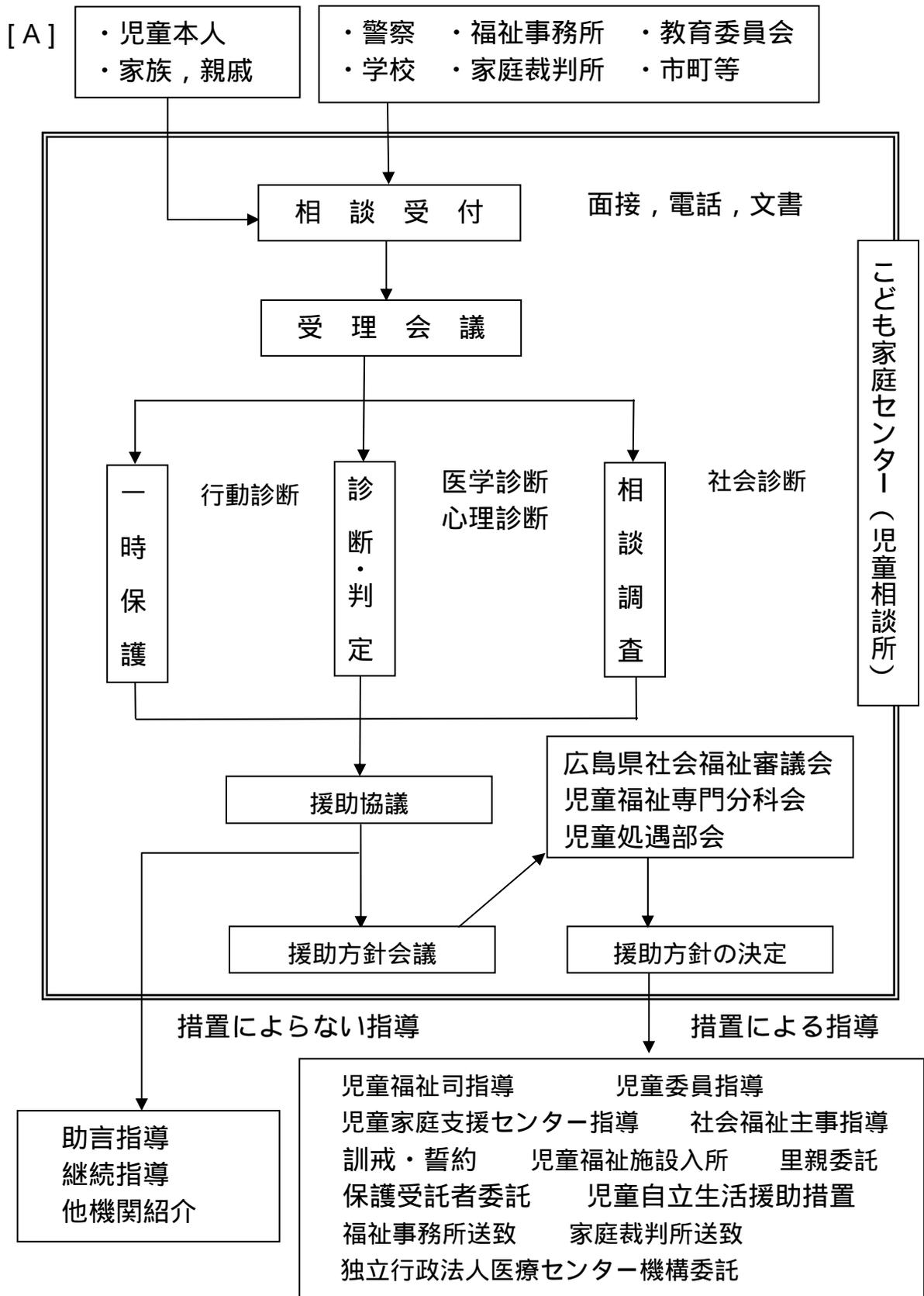
こども家庭センター(児童相談所)は、子どものいろいろな問題について、相談員、児童福祉司、児童心理司等の職員が相談に応じています。相談の形態としては、来所相談、電話相談、県内各市町を巡回して行う巡回相談があります。

学校は、児童生徒の問題行動に関する課題や悩みがあるときには、気軽に相談し、援助・指導を受け、解決に向け役立てることが出来ます。

また、教職員の教育相談技術の向上を図るため、学校に講師として招いて、研修会をもつなどの方法も考えられます。

[Q9] こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れはどうなっていますか。

[A]



(法令)

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- ホ 児童の一時保護を行うこと。
- ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

[Q10] 少年指導センターは、どのような機関ですか。

[A]

少年指導センターは、少年の問題行動防止に関係のある行政機関、団体及びボランティアが参加して、少年補導に関する諸活動を総合的かつ計画的に実践するための公的機関です。少年指導センターは、「少年補導センターの運営に関する指導要領」(昭和45年7月1日総理府青少年対策本部次長)により、名称、業務の内容等が定められていますが、名称については、設置団体が、青少年及び保護者に対して親しみやすい名称を、自由に決定してよいこととなっています。また、業務の内容には、街頭巡回や補導連絡会の開催などの補導活動と、補導カードの作成などの青少年の情報資料の整備があります。

[Q11] 少年指導センターとの連携は，どうしたらよいですか。

[A]

学校は，少年指導センターの補導員と一緒に街頭指導等を行い，児童生徒の校外での状況把握に努めます。また，少年指導センターとの連絡協議会等を開催して，近くの繁華街やたまり場等の情報を得る中で，問題行動の再発防止に役立てます。

(例規)

少年補導センターの運営に関する指導要領

(昭和45年7月1日 総理府青少年対策本部次長)

(目的)

第1 この要領は，国が助成する少年補導センター（以下「少年補導センター」という。）の円滑適正な運営をはかるために，必要な指導事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2 少年補導センターの名称は，少年補導センター，少年センター，少年相談センター，少年愛護センター等なるべく青少年およびその保護者等に親しみを感じさせるような名称を使用するものとする。

(業務の内容)

第4 少年補導関係機関および民間有志者が，合同活動として少年補導センターにおいて行う業務の内容は次のとおりとする。

次に掲げる方法による補導活動

ア 街頭巡回

イ 少年相談の受理

ウ 専門機関への通告

エ 補導連絡会等の開催

オ 家庭その他に対する連絡

次に掲げる情報資料の整備

ア 個人別補導カード

イ 非行少年等のグループ・カード

ウ その他必要な情報資料

その他少年の非行防止に必要な業務

(主管部局)

第 5 少年補導センターの主管部局は、当該地方公共団体の総合的青少年対策主管部局または児童福祉、教育もしくは警察部局のいずれかとする。

(運営協議会)

第 6 少年補導センターに運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会は、少年補導関係機関の代表者および民間有志者おおむね 10 人で組織し、少年補導センターにおいて行う合同活動の実施に必要な業務計画の協議決定に当たるものとする。

3 運営協議会に会長を置き、少年補導センター主管部局の長をもってこれに充てるものとする。

4 運営協議会の会議は、原則として毎月開催するものとする。

(業務計画協議決定上の留意事項)

第 7 運営協議会が業務計画を協議決定するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

少年補導関係機関職員および民間有志者を少年補導センターの業務に積極的に参加させるよう配慮すること。

少年非行の原因となつている社会環境の発見、実態把握および除去について配慮すること。

街頭補導は、事故および災害の発生を避けて、その実効を期するため、複数の人員で行うこと。

(少年補導委員)

第 9 地方公共団体の長は、運営協議会の推せんによつて、少年補導センターごとに、次の各号に該当する者のうちから、少年補導委員おおむね百人を委嘱するものとする。

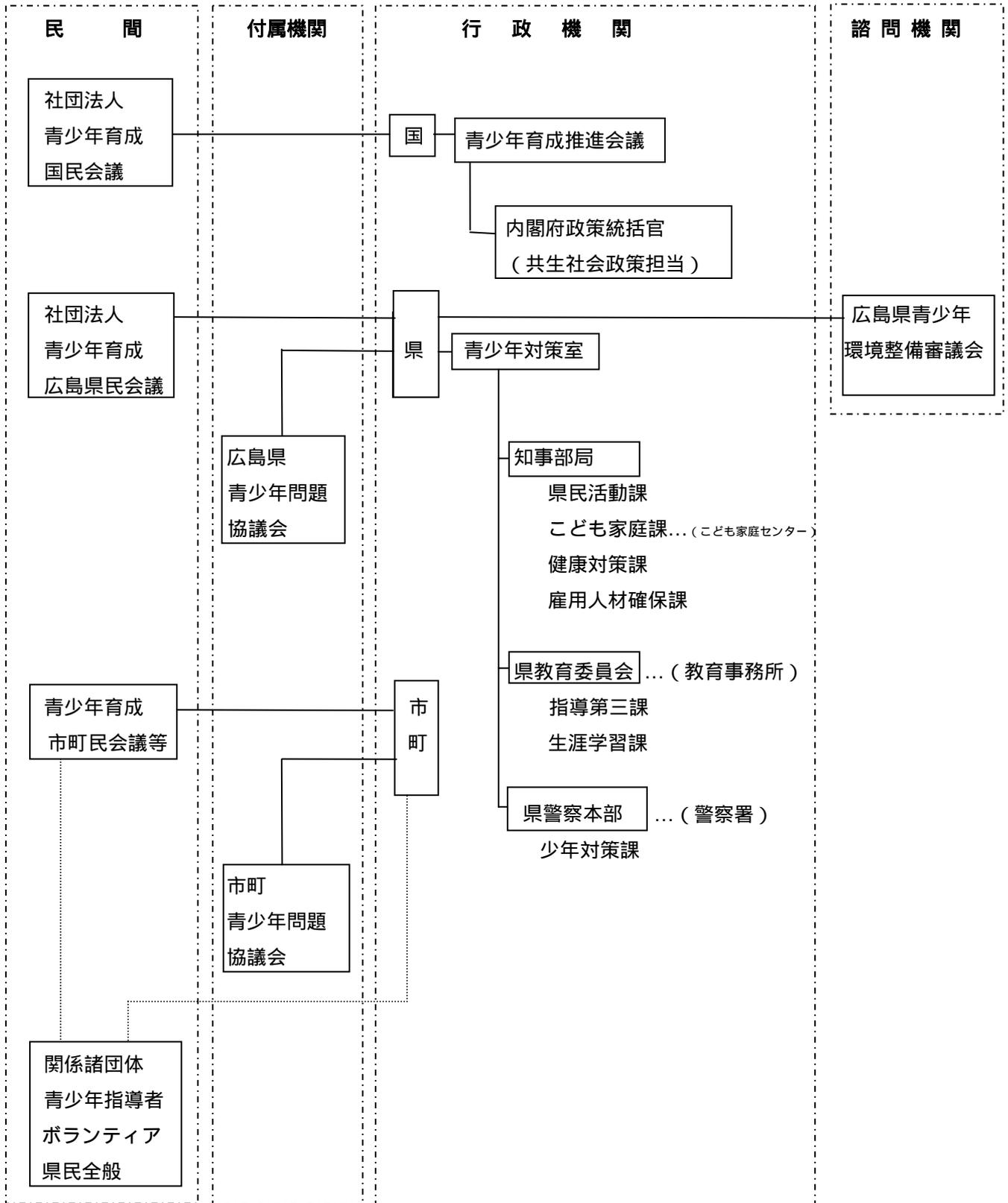
1 週につき 1 回以上街頭補導等に従事できる状態にあること。

少年に対する理解と愛情を有し、非行防止に対する熱意があること。

少年補導センターの活動区域に住所または勤務先があること。

(3) その他

ア 青少年の健全育成のための組織

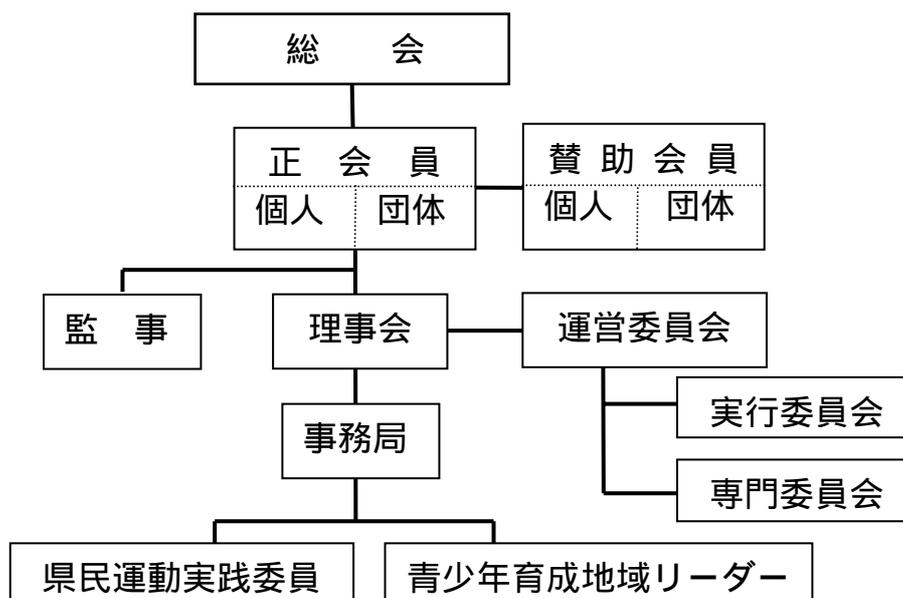


イ 青少年育成広島県民会議

青少年育成広島県民会議は、県民運動の推進母体として、設置された団体です。その構成員である青少年関係団体などが、地域に密着した運動を積極的に展開しています。

さらに、市町においても、地域と密着した活動を進めており、学校においても運動と連携して取り組むことが大切です。

「社団法人青少年育成広島県民会議の組織図」(平成21年4月1日現在)



青少年育成県民運動の総合的推進

・「あいさつ・声かけ運動」や「家庭の日運動」などの県民運動を推進するため、地域団体に取り組む県民運動推進事業に助成して、県民運動の推進体制づくりを図る。

広報啓発活動

- ・機関紙を発刊する。
- ・「あいさつ・声かけ運動」の輪が広がるよう子どもの見守り活動などとも連携して啓発活動を行う。
- ・市町民会議等の講演会・学習会に講師を派遣する。
- ・青少年育成情報ネットを運営し、体験活動プログラムの紹介する。

家庭教育の充実と環境浄化活動の推進

- ・「家庭の日」運動（毎月第3日曜日）の推進及び図画、作文を募集する。
- ・「青少年の日」（毎月17日）運動を推進し、定着を図る。
- ・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月）等における広報啓発活動を推進する。
- ・携帯電話やインターネット上の有害情報対策として「出前講座」等を

実施する。

青少年を支える人づくり

- ・青少年育成カレッジ講座や市民講座を開催する。

青少年の社会参加運動の促進

- ・「夢配達人プロジェクト推進事業」を支援する。
- ・青少年の国際交流事業を支援する。
- ・「少年の主張大会」広島県大会を開催する。

ウ Q & A

[Q 1] 学校と青少年育成団体とどのような連携をしたらよいでしょうか。

[A]

学校、警察、青少年育成団体など関係機関・団体が地域ぐるみで問題行動等の防止にむけて、連携や協力をして取り組むことは大きな成果につながります。

県内では、学校と連携し青少年育成県民運動の趣旨を広く周知させるために、県内の高校生に依頼し、青少年健全育成強調月間啓発パレードを実施するとともに、啓発チラシを配布しています。

さらに、青少年健全育成強調月間中にキャラバン隊を組み県内数カ所の市町の巡回活動を実施しています。今後も、地域の健全育成団体と協力し、映画館やゲームセンター等へ立入り調査をしたり、イベントを計画するなど、実践的な活動を展開することが必要です。

[Q 2] 広島県青少年健全育成条例とはどんなものですか。

[A]

この条例の目的は、「青少年の健全な育成を図ること」であり、青少年の育成に関し、それぞれの立場における成人の責務や行政能力の内容を明らかにするとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為について自粛を要請し、又は一定の規制を行うものです。具体的には、有害物の販売規制、有害な場所への立入り制限等、有害環境の浄化や、青少年に対する有害行為の規制、また、関係営業所への立ち入り調査、優良図書・

興行の推奨・青少年の健全育成に関する功績者等の表彰等を定めています。

個室や区画を設けているインターネットカフェ・まんが喫茶は、青少年の健全育成上問題となる深夜外出を誘因する懸念があるため、これまでのカラオケボックスに加え、青少年の深夜立入制限施設に規定しています。

[Q 3] 広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。

[A]

校外指導は、各地区単位で、校外における生徒の生活の改善、ならびに社会環境の浄化を図る活動を行っていました。その後、学校の荒れが全国的にも問題となる中で本県においても窃盗・万引きなど校外における生徒の問題行動が多発し、組織としての強化を図るため、各地区を統合して県全体として一体となった組織がとして昭和53年に「広島県高等学校校外指導連盟」として設立されました。

[Q 4] 各地区に小・中学校を対象として生徒指導を進めていくための連絡協議会はありますか。

[A]

生徒指導上の諸問題について、学校関係者が情報交換、研究協議などを行い共通理解を深め、一致協力して生徒指導推進体制の確立を図るとともに、生徒指導の充実を図ることなどを目的とした協議会を開くことは重要です。しかし、現在県内のすべての地域で、学校間や校種間での情報交換や、研究協議ができるような組織はできていません。したがって、学校間や校種間での連携とともに、関係機関と連携して取り組んでいくことのできる組織をつくる必要があります。

[Q 5] 警察と連携するときによく使う用語にはどのようなものがあり、どういう意味ですか。

[A]

次のようなものがあります。

1 非行少年

犯罪少年，触法少年及びぐ犯少年をいう。

(1) 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号）

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

(2) 刑法犯少年

刑法（暴力行為等処罰ニ関スル法律などの特別刑法を含む。）に定める罪を犯した犯罪少年と，刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

(3) 特別法犯少年

刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。

(4) 触法少年（少年法第3条第1項第2号）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(5) ぐ犯少年（少年法第3条第1項第3号）

次に掲げる事由があつて，その性格又は環境に照らして，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。

ア 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

イ 正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ウ 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し，又はいかがわしい場所に出入りすること。

エ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

2 不良行為少年

非行少年には該当しないが，飲酒，喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

3 初発型非行

非行の動機・手口が比較的単純で，初期的段階の非行といわれる万引き，オートバイ盗，自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

4 街頭犯罪

刑法犯のうち，ひったくり，路上強盗，自動販売機ねらい，商品ねらい，車上ねらい，自転車盗，オートバイ盗，自動車盗をいう。

5 福祉犯

児童買春に係る犯罪，児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪，その他の少年の福祉を害する犯罪であつて警察庁長官が定めるものをいう。（少年を被害者とする児童福祉法，児童買春・児童ポルノ法，労働基準法，職業安定法及び青少年健全育成条例等）